

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 3 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 道路橋定期点検委託業務（8－4）
- (2) 業 務 場 所 高知市上町二丁目外
- (3) 業 務 概 要 設計業務（橋梁点検）
設計協議（点検） N＝1 式
定期点検 N＝78 橋
- (4) 完 了 期 限 令和 9 年 3 月 15 日
- (5) 予 定 価 格 事後公表する。
- (6) 調査基準価格 事後公表する。

※建設工事に係る委託業務の調査基準価格の算定方法については、高知市総務部契約課ホームページ内【高知市建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領の制定について】を参照すること。

- 2 本業務は施工体制確認型総合評価落札方式のうち、企業評価型を適用した業務である。
- 3 本業務は低入札価格調査制度を適用する。
- 4 本業務は予定価格に係る積算疑義申立手続対象の業務である。
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入 札 参 加 形 態	単体
地 域 要 件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	本市の令和8・9年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において「土木関係建設コンサルタント」の申請がある者
業 務 実 績	次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者 1 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請として履行が完了したものであること。 2 業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率 15%以上の共同企業体であること。 4 最終契約金額（税込）が 1,000 万円以上であること。 5 道路橋に関する点検業務であること。
配 置 技 術 者	次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者として配置することができる者 ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士とし、技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門において、「鋼構造及びコンクリート」に登録がある者 イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「R C C M登録簿」に登録があり、登録部門が「鋼構造及びコンクリート」の者 ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号ロの規定により、登録部門を「鋼構造及びコンクリート」として大臣が認定した者

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第 7 項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書を提出することで参加意思を示すものとする。<u>ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</u> なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課に FAX 又は持参により速やかに提出すること。	
	申 請 期 間	令和 8 年 8 月 3 日 8 時 30 分から令和 8 年 8 月 21 日 17 時 15 分まで
	提 出 場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
	提 出 書 類	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1（単体企業用）） 2 企業の評価項目一覧表（様式 4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 5）
	提 出 方 法	直接持参すること（郵送及び FAX は認めない。）
設計図書の閲覧	期 間	令和 8 年 8 月 3 日 9 時 00 分から開札日時まで
	場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
電子データの閲覧	期 間	令和 8 年 8 月 3 日から開札日まで
	場 所	高知市総務部契約課ホームページ
質疑の受付回答	受 付 期 間	令和 8 年 8 月 3 日 9 時 00 分から同年 8 月 21 日 12 時 00 分まで
	場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
	提 出 方 法	FAX 又は持参によること（郵送は認めない。） なお、提出に併せて EXCEL ファイル形式の電子ファイルを高知市総務部契約課電子メールアドレスへ送付すること。

		電子メールアドレス：kc-050500@city.kochi.lg.jp
	回 答 時 期	令和8年8月26日
	回 答 方 法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎3階契約課において閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。
	質 疑 の 取 扱 い	質疑の提出に当たっては、所在地、会社名（団体名）、代表者の職名及び氏名を必ず明示すること。 なお、本業務に関する質疑は、入札参加資格を有し、参加の意思を有する者に限り受け付けるものとし、前記必須事項を欠く質疑書は、受け付けない。
入 札 方 法 等	本業務は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提 出 書 類	1 入札書（システム入力による）
	提 出 書 類 受 付 期 間	令和8年8月27日 8時00分から 令和8年8月31日 17時00分まで <u>質疑回答を確認の上、提出すること。</u>
開 札	開 札 日 時	令和8年9月1日 10時00分
	開 札 場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
予定価格に係る積算 疑義の申立	高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき、開札後に落札決定を留保し、設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金入り設計 書開示	時間 令和8年9月1日13時00分から申立期間終了まで 場所 道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階）
	申 立 期 間	令和8年9月1日13時00分から同年9月2日16時00分まで
	申 立 方 法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。（電子メールの場合は到達確認の連絡をすること） 場所 道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階） 電子メールアドレス：kc-160200@city.kochi.lg.jp
	確 認 結 果 の 公表等	申立てがあった場合は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和8年9月4日
	そ の 他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、要領第10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
	そ の 他	
確 認 書 類 の 提 出 （落札候補者のみ）	提 出 期 限	提出を求められた日（落札候補者決定日）から起算して2日以内（閉庁日を除く。） なお、落札候補者決定日は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する「<u>予定価格に係る積算疑義申立スケジュール</u>」のとおりとする。
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提 出 書 類	事後審査型制限付き一般競争入札資格要件確認書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提 出 方 法	持参に限る。
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入 札 保 証 金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎3階契約課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

入札者の申し込みに係る価格及び技術力等に係る評価は、各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）により、得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。評価値の算出方法は、第5項第1号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

評価項目		基本 配点	評価基準	配点
企業の 技術力	○同種業務(注1)の実績の有無(平成23年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成23年度以降)に、受注者として履行が完了した業務で発注者が国又は地方公共団体等の同種業務の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として履行した業務に限るものとし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。	10点	履行実績 2件以上	10点
			履行実績 1件	5点
	○同一業種業務(注2)成績評定(令和3年度から令和7年度) 公告日の属する年度の前年度までの5か年度(令和3年度から令和7年度まで)において業務検査を完了した高知市(高知市上下水道局を含む)発注業務の業務成績評定値を評価する。共同企業体による業務は、各構成員の業務成績として扱う。	10点	75点以上	10点
			73点以上75点未満	8点
			71点以上73点未満	6点
			68点以上71点未満	4点
			65点以上68点未満	2点
			65点未満	0点
	○直近の成績評定の最低点(前年度実績) 令和7年度において、業務検査を完了した高知市発注業務の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象とする。当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	0点	成績評定値60点未満 有	－5点
			成績評定値60点未満 無	0点
地域 貢献度	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。(団体で締結している場合の構成員を含む。)	5点	有	5点
			無	0点

	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無	5点	有	5点
			無	0点
	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動3回以上の実績の有無	5点	地域ボランティア活動5回以上	5点
			地域ボランティア活動3回以上	3点
			地域ボランティア活動2回以下	0点
担 い 手 育 成	○若手技術者・女性技術者の雇用 公告日時点において、41歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員で当該業務の管理技術者になり得る資格を有する者を雇用している場合に評価する。（公告日時点に申請者と直接的な雇用関係があること。）	5点	有	5点
			無	0点
労 働 福 祉	○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用数が、法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	5点	有	5点
			無	0点
	○男女共同参画の推進に関する表彰(令和3年度以降)又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの表彰等を受けている場合に加点する。 ア 公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度（令和3年度から令和8年度まで）の間に男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）を受けている者。 イ 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（旧：高知県次世代育成支援企業認証）を受けている者。	5点	市表彰又は認定等の取得 有	5点
			市表彰又は認定等の取得 無	0点
法 令 遵 守	○指名停止の状況(公告日以前1年間) 公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。	0点	指名停止 有	－5点
			指名停止 無	0点

(注1) 道路橋に関する点検業務で、最終請負金額（税込）が1,000万円以上の業務

(注2) 測量・土木関係建設コンサルタント業務（地質調査を除く）

イ 配置予定技術者の評価

評価項目		基本 配点	評価基準	配点
管理技術者	○技術者資格 入札参加申請日において、技術士（建設部門若しくは総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（登録部門：鋼構造及びコンクリート）の資格若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定（登録部門：鋼構造及びコンクリート）を受けている者）を有する場合に評価する。	5点	技術士の資格 有	5点
			RCCMの資格 有	4点
			国土交通大臣の認定を受けている者の資格 有	3点
			上記の資格 無	0点
	○継続学習制度（CPD）の取得状況（注3） （過去4年間の単位数） 建設系 CPD 協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。	5点	200 単位（ポイント）以上	5点
			200 単位（ポイント）未満	0点
	○同種業務（注4）の実績の有無（平成23年度以降） 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度（平成23年度以降）に、受注者として完成し引き渡した業務で発注者が国又は地方公共団体等の同種業務の実績を評価する。評価の対象は管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務とする（履行期間の途中で交代（変更）している場合は評価の対象とならない。）。ただし、共同企業体による履行の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として履行した業務に限るものとし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。	5点	履行実績 2件以上	5点
			履行実績 1件	3点
			履行実績 0件	0点
	○手持ち業務量 公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額 500 万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。	5点	0件又は1件	5点
			2件又は3件	4点
			4件又は5件	3点
			6件又は7件	2点
			8件又は9件	1点
			10件以上	0点
	○同一業種業務（注5）の成績評定 公告日の属する年度の前年度までの5か年度（令和3年度から令和7年度まで）において業務検査を完了した高知市（高知市上下水道局含む）発注業務の業務成績評定値を評価する。評価の対象は管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務とする（履行期間の途中で交代（変更）している場合は評価の対象とならない。）。共同企業体による業務は、各構成員の業務成績として扱う。※技術者評定の評定点ではなく、業務評定の評定点を適用する。	10点	75 点以上	10点
			73 点以上 75 点未満	8点
			71 点以上 73 点未満	6点
			68 点以上 71 点未満	4点
			65 点以上 68 点未満	2点
			65 点未満	0点

	○直近の成績評定の最低点（前年度実績） 令和7年度において、業務検査を完了した高知市発注業務の同一業種に限らず、 <u>全業種の成績評定を対象とする。</u> 当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	0点	成績評定値 60 点未満 有	－5点
			成績評定値 60 点未満 無	0点

(注3) 4年間の取得実績が評価の対象となる。挙証資料については、4年間の学習履歴の証明書（証明基準日は令和8年4月1日以降）を提出すること。ただし、新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。

(注4) **道路橋に関する点検業務で、最終請負金額（税込）が1,000万円以上の業務**

(注5) **測量・土木関係建設コンサルタント業務（地質調査を除く）**

ウ 品質確保の評価

評価項目	評価基準		配点	その他
品質確保の評価	品質確保の実効性	良	30点	- 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 - 低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
		可	15点	
		不可	0点	

※高知市建設業務に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領（令和8年4月1日制定）により、品質確保の実効性を評し、その優劣を評価値に反映させる。

品質確保の実効性の評価基準は、別途定める評価基準表で、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(3) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書類等の訂正又は差し替えは認めない。

4 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。

$$\begin{aligned}
 \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} + \text{品質確保評価点} \\
 \text{価格評価点} &= 30 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \\
 \text{技術評価点} &= 30 \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価の配点の合計}) \\
 \text{品質確保評価点} &= \text{技術評価点の満点を品質確保評価点の満点として設定する。}
 \end{aligned}$$

- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。

- ア 有効な入札であること。
- イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。

- (3) 開札の結果、入札参加者全員の入札が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による。）通知する。

6 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、調査基準価格の92%を下回るときは、失格とする。

7 低入札業務の特例

低入札者と契約締結する場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、業務委託契約書に特記事項として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、業務委託料の10分の3以上となること。
- (2) 前金払の額は、業務委託料の通常10分の3以内が100分の15以内となること。
- (3) 管理技術者を専任（他の管理技術者、照査技術者、担当技術者との兼務は不可）で配置しなければならないこと。
- (4) 契約不適合による履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求ができる時期は、通常3年以内が6年以内（建築関係コンサルタント業務は通常2年以内が4年以内）となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、業務委託料の通常10分の1が10分の3となること。
- (6) 所定の要件を満たす第三者による委託業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならないこと。

8 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成27年9月1日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日施行）を遵守すること。
- (2) 本業務を含む以下の業務は、取り分け方式により落札候補者を決定するものとし、開札の順は、再度入札となった場合を含め、次のとおりとする。

開札順1 8契431号 道路橋定期点検委託業務（8-3）

開札順2 8契433号 道路橋定期点検委託業務（8-4）

開札順3 8契434号 道路橋定期点検委託業務（8-1）

開札順4 8契435号 道路橋定期点検委託業務（8-2）

ただし、先の業務において落札候補者となった者以外に入札参加者がいない場合は、当該落札候補者の以降の業務への参加を認めるものとする

- (3) 入札参加手続を行った者の間において、要領第4項第6号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - ア 要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

- (7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) その他の条件については、要領に示すとおり。

9 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目 1 番 45 号（高知市役所本庁舎 3 階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp